

## みどり市立学校の現状と課題

## 1 みどり市における少子化の状況

## (1) みどり市の人口の現状

## ① 人口動向と将来推計

本市の人口は1970年(S45)以降、1995年(H7)にかけて急増し、その後はゆるやかな増加となっており、2005年(H17)以降は減少に転じています。社人研の推計値によると、2045年(R27)の推計人口は、38,280人となります。



<出典>国勢調査結果(総務省統計局)

<注記>2020年(令和2年)以降は社人研(平成30年(2018年)推計)の推計値

## ② 年齢3区分別の人口

2015年(H27)には年少人口(15歳未満の人口)が6,833人(13.4%)ですが、30年度の2045年(R27)には3,787人(9.9%)まで減少する見込みです。また、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は2000年(H12)以降減少しており、2015年(H27)から2045年(R27)にかけて約1万人の減少が予想されます。一方、老年人口(65歳以上)は2010年(H22年)時点で11,632人(22.4%)と、いわゆる超高齢社会(老年人口割合が21%以上)と言われる状況になっています。老年人口は今後も増加傾向が続き、2045年(R27)には15,494人(40.5%)となることが予想されます。



<出典>国勢調査結果(総務省統計局)

<注記>2020年(令和2年)以降は社人研(平成30年(2018年)推計)の推計値

2015年までの総数には年齢不詳を含む。

端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

## (2) 地区別の人口の現状

### ① 地区別の人口推移（国勢調査人口）

地区別の人口推移をみると笠懸地区は1970年(S45)まで1万人弱で横ばいでしたが、以降、急激に人口が増加し続け2015年(H27)には約3万人に達しています。大間々地区は、1985年(S60)までは最も多くの人口を有し緩やかな人口増加を続けていましたが、1985年(S60)をピークに近年は減少傾向にあり、2015年(H27)には2万人を下回りました。東地区は、1950年(S25)以降一貫して人口減少を続けており、2015年(H27)には約2,000人と65年間で4分の1まで減少しています。



＜出典＞国勢調査結果（総務省統計局）

**笠懸地区は2015年(H27)までは増加していた、2016年(H28)をピークに減少傾向へと転じた。大間々・東地区は減少傾向。**

## みどり市人口の現状まとめ

### 【全体】

- ・みどり市の人口は、全体として今後もゆるやかに減少していく見込み。
  - ・人口全体の年少人口及び生産年齢人口が占める割合は減少していき、老年人口の割合がさらに増加していく。
  - ・学校規模に関わる年少人口は、今後20年間で3分の2程度まで減少する見込み。
- 市全体として少子高齢化が進み、少子化に伴う小中学校の小規模校化が懸念される。**

### 【地区別】

- ・地区別に見ると、大間々地区・東地区の人口はゆるやかに減少していくが、笠懸地区の人口は今後も増加していくと推測される。
- 大間々地区の小中学校では児童生徒数の減少が顕著となり、笠懸地区との教育環境の格差が生じることが懸念される。**

## 2 みどり市立学校の状況

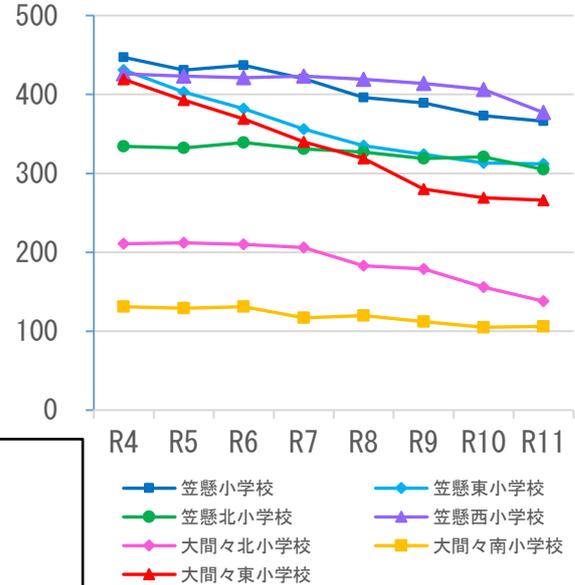
### (1) 学校規模の現状 ※詳細については、別紙資料をご覧ください。

#### ① 児童生徒数の推移と今後の推計

##### 【小学校】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
笠懸小学校	447	431	437	420	396	389	373	366
笠懸東小学校	431	403	382	356	335	324	313	312
笠懸北小学校	334	332	339	331	327	319	321	305
笠懸西小学校	426	423	421	423	419	414	406	377
大間々北小学校	211	212	210	206	183	179	156	138
大間々南小学校	131	129	131	117	120	112	105	106
大間々東小学校	419	393	369	340	319	280	269	266

小学校児童数推移

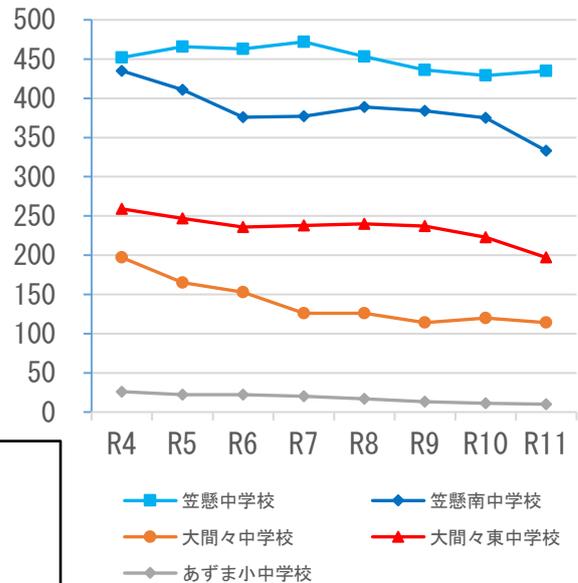


- すべての学校で児童数は減少傾向にある。
- 笠懸地区と大間々地区の差が大きい。
- 大北小、大南小の小規模校化が顕著である。
- 大東小の減少率が大きい。

##### 【中学校・義務教育学校】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
笠懸中学校	452	466	463	472	453	436	429	435
笠懸南中学校	435	411	376	377	389	384	375	333
大間々中学校	197	165	153	126	126	114	120	114
大間々東中学校	259	247	236	238	240	237	223	197
あずま小中学校	26	22	22	20	17	13	11	10

中学校・義務教育学校生徒数推移



- すべての学校で生徒数は減少傾向にある。
- 3つの地区の生徒数に大きな差がある。
- 大間々中の小規模校化が顕著である。
- あずま小中の児童生徒数は横ばい。



## (2) 小規模校化に伴う影響

少子化により児童・生徒数が減少し、小規模校となると次のようなメリットがある一方で、学校運営上の課題などデメリットが生じます。学級数の減少と教職員の減少の2つの視点で、考えられる課題やそれに伴う児童・生徒への影響と学校運営への影響についてまとめました。（表1）

### <小規模校のメリット>

- ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ・郷土の教育資源を最大限に活用した教育活動が展開しやすい。

### <小規模校のデメリット>（表1）

児童・生徒への影響	
学級数の減少	○集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい可能性がある。
	○児童・生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
	○協働的な学びの実現が困難となる。
	○進学等の際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 など
学校運営への影響	
教職員数の減少	○経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の実現が困難となる。
	○教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
	○児童・生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。多様な価値観に触れさせることが困難となる。 など



#### (1) 国の法令・基準等

##### ○ 学校教育法施行規則

(学級数)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

(準用規定)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

##### ○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三は略

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新設又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 略

## ○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十四号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情ががあり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

（学級の編成）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編成することができる。

## ○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情ががあり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

（学級の編成）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編成することができる。

## ○ 学校規模の分類

学級数	過小規模	小規模	標準規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の 場合の許容範囲		
小学校	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
中学校	1～2	3～11	12～18	19～24	25～30	31以上
義務教育学校	(1～8)	(9～17)	18～27	(28～36)	(37～45)	46以上

## ○ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

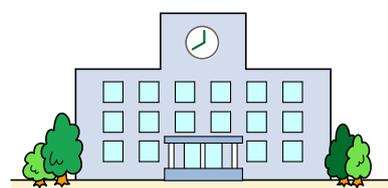
（学級編成の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編成するものとする。（以下略）

2 一学級の児童又は生徒の数の基準は、小学校（義務教育学校前期課程）は35人、中学校は40人とする。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この数を下回る数一学級の児童又は生徒数の基準として定めることができる。（概要）

第四条 市町村の設置する義務教育諸学校の学級編成は、都道府県の定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 略



## (2) 群馬県の基準及び県独自の取組

### ○令和5年度 群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編成基準

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童生徒数
小学校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編成する学級	
	1 第1学年～第4学年	35人
	2 第5学年、第6学年	40人
	複式学級(二の学年の児童で編成する学級)	
	1 第1学年の児童を含む学級	8人
2 第1学年の児童を含まない学級	16人	
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
中学校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編成する学級	40人
	複式学級(二の学年の生徒で編成する学級)	8人
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
特別支援学校	※省略	※省略

### ○ニューノーマル GUNMA CLASS PROJECT

#### 1 趣旨

教育イノベーションの一環として1人1台端末の効果的な活用により、一人一人の特性や学習進度等の応じた「個別最適な学び」と答えが一つではない課題や答えのない課題に対応する「協働的な学び」を推進し群馬ならではの新しい学びを確立する。

#### 2 方針

全学年において、少人数学級編成を実施する

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国標準	35	35	35	35	40	40	40	40	40
県基準	35	35	35	35	40	40	40	40	40
ニューノーマル GCP	30	30	35	35	35	35	35	35	35
みどり市	30	30	35	35	35	35	35	35	35

※みどり市では、ニューノーマル GCP の基準を基に、実際に各校で編成する学級編成基準を定めています。

※国基準は R6 年度より、小5・小6について40人から35人へと引き下げられ、それに伴い、県基準も引き下げられていく見込み。